

掛川市条例第20号

掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
<p style="text-align: center;">(報酬の調整)</p> <p><u>第4条 教育委員会の委員で教育長の職にあるものには、報酬を支給しない。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">委員長 月額 53,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">委員 月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	報 酬 額	教育委員会	委員長 月額 53,000円		委員 月額 44,000円	(略)		<p><del>第4条 削除</del></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">委員 月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	報 酬 額	教育委員会	委員 月額 44,000円	(略)	
区 分	報 酬 額														
教育委員会	委員長 月額 53,000円														
	委員 月額 44,000円														
(略)															
区 分	報 酬 額														
教育委員会	委員 月額 44,000円														
(略)															

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。